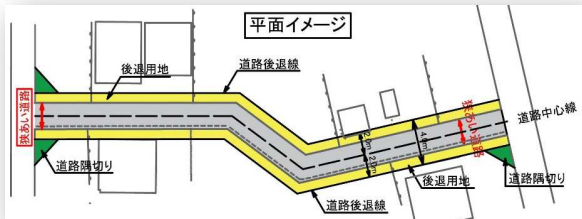


狭あい道路整備事業がスタートします！

道路の幅が狭い（幅員が4メートル未満）道路のことを「狭あい道路」と呼ぶコマ。



◎狭あい道路はどのくらいある？

私たちの身近にある道路は、安全で快適な生活を送るために重要な役割を担っています。しかし、市内には狭あい道路に接して建築物が建っている所があります。



小牧市には約120kmも幅員4メートル未満の道路が存在します。その数は、小牧市が管理する道路の約13パーセントにあたります。また、日常生活圏には狭あい道路が多く存在しています。

◎狭あい道路の問題点について

★緊急時・災害時には・・・

- ・緊急車両（消防車、救急車など）が入れない
- ・火災時に延焼が拡がりやすい
- ・塀などの倒壊等により避難路が遮断されてしまう



★日常生活では・・・

- ・見通しが悪い
- ・歩行者と車両のすれ違いができない
- ・風通しや日当たりが悪い



△建物を建てる時の注意点

敷地が4メートル未満の道路に接するときは、後退用地が必要な場合があります。後退用地には建築物や塀等を造ることはできません。

◎狭あい道路解消のお手伝い

- ・後退用地を寄附していただける場合は、測量及び分筆登記に要した費用に対して上限50万円まで補助金を交付します。ただし、交付には条件があります。
※注意：自己の都合や境界確定に至らず寄附を取りやめた場合には、測量費は自己負担になります。
- ・隅切り用地をご協力いただける場合は、買い取ります。
- ・後退用地の整備及び管理は市が行います。

※門、塀又は擁壁などの撤去、樹木及び水道メーター等の移設に要する費用は、ご自身の負担となります。

まず、建築課で敷地が狭あい道路に接しているか確認してください！！

★建物を建てたり、門や塀、土留めなどを造るとき・・・

- ・敷地が狭あい道路に接している場合は、建築確認申請を行う前、もしくは外構等の工事の着手前に道路課と事前協議が必要です。

★すでに道路後退しているとき・・・

- ・建築行為を伴わない場合でも後退用地を整備できます。



詳しいことは道路課へ相談するコマ。

狭あい道路を解消し、住み慣れた地域で安全・安心して暮らし続けるためには、地域の皆様のご協力が必要コマ！



○お問合せ先

小牧市役所 建設部 道路課 整理係 建設部 建築課 建築係
電話 0568-76-1186 電話 0568-76-1142
FAX 0568-76-1144 FAX 0568-76-1144